

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

平成24年6月29日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三次市地域公共交通会議
住 所 三次市十日市中 2-8-1
代表者氏名 会長 津森貴行 ⑩

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

別添（様式 1-1～1-4、1-6、1-7 共通）

生活交通ネットワーク計画（地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）に記載すべき事項

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（表 1）
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 2）
5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要（表 3）
6. 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表 4）
7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表 5）
8. 車両の取得に係る目的・必要性（自由記述）
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果（自由記述）
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者（表 6 及び表 7）
11. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）
12. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）
13. 協議会メンバーの構成

※計画の作成に当たっては 1. ～ 13. の全てを記載するものとし、表 1～表 7 の全てを作成し添付するものとする。

※ 4.（表 2）及び 10.（表 7）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※ 5.（表 4）及び 6.（表 5）については、要綱第 17 条に基づく生活交通ネットワーク計画について、作成を要しない。

※ 7.（表 5）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、運行する系統ごとに作成すること

※ 8. ～ 10. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

(案)

平成25～27年度
生活交通ネットワーク計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

平成22年3月に三次市地域公共交通総合連携計画を策定、この計画に基づき、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」を地域住民、商工会議所、運行事業者及び学識経験者がメンバーとなる市街地循環バス活性化検討会議(三次市地域公共交通会議分科会)を設置し、協議・検討を重ね、半年間の実証運行を経て、平成23年4月1日から本格運行しています。

事前に愛称・ラッピング募集などのPRや無料体験乗車等を沿線の自治連合組織と一緒に取り組んだ結果、連携計画の目標値である利用者の倍増、1循環3.0人以上は達成できましたが、車両導入や燃料の高騰、人件費等の経常経費増大から採算は大きく下回っているのが現状です。中心市街地と言っても高齢者は多く、またこの路線は、三次駅前を基点としており、市周辺部からのJR線や路線バスを結節し、商業施設や医療機関が多く集まる市街地での買物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、三次市民が引き続き「賑わいのある」、「暮らしやすい」、「安心できる」、「住んで良かった」と思えるまちづくりを推進するため、さらには日常生活を営む上で重要な役割を担っている社会的インフラです。この路線を確保・維持することは本市の公共交通体系を機能させる上で重要な位置づけをしています。

さらに、本市の中心市街地には、高度な医療サービスを提供する「市立三次中央病院」や、大規模商業施設などが位置しており、周辺7町の高齢者の中心市街地への通院・買物需要は高くなっています。

しかし、既存の地域内交通である三次市民バスでは、スクール便や保育所通所便も兼ねていることから、ダイヤ的に地域間交通である路線バスやJR線に結節が不可能であり、多くは家族等の送迎に頼っています。

特に市の北部地域である作木町では、町内及び隣接する布野町にもタクシーの営業所がなく利用する場合も、非常に時間がかかる状況にあり、また、距離も長く金銭的な負担が大きいことから、気軽にタクシーを利用できない状況になっています

このような不具合を解消するため、平成19年11月～平成21年3月に作木町において中心市街地までのシャトルバス運行の社会実験(島根県中山間地域研究センター)が実施され、利用ニーズが高いことが確認されました。また現在も、今回の調査業務でも多くの方が中心市街地で医療等のサービスを受けていることが確認できています。

このような状況からの脱却、地域間のサービスの不均衡解消をめざし、地域資源であるふるさとのまちづくりを掲げたNPO自らが新しい地域の移動サービスを提供できる仕組みを構築し、平成23年10月から運行を開始しています。

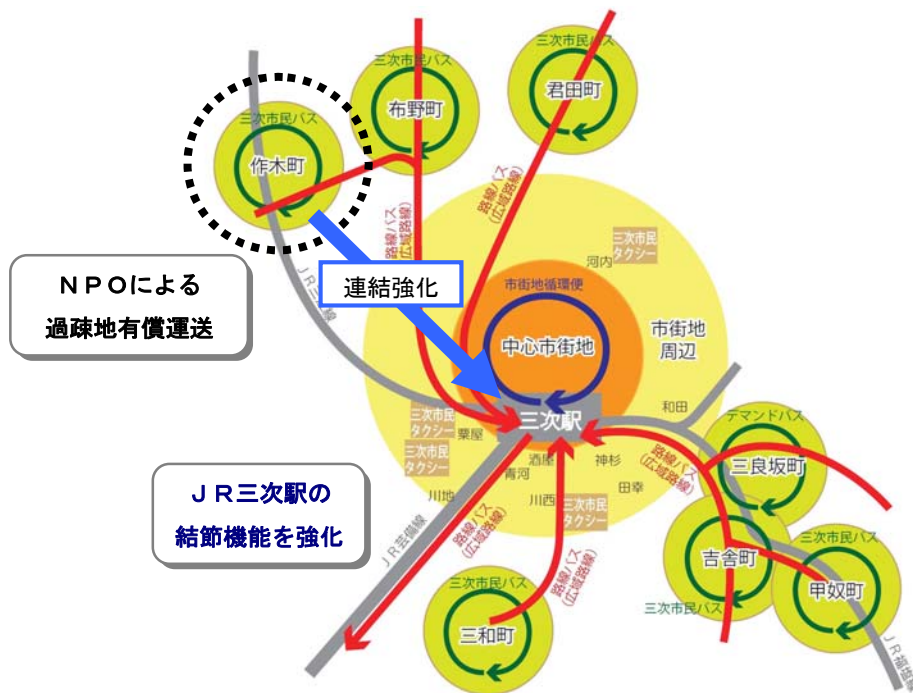
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

市街地循環バス「くるるん」については、引き続き、運行事業者、沿線地域の自治連合組織、商業関係者等と連携と密にし、1便（1循環）あたりの平均利用者数を増加させること。周辺部からの地域間交通を利用し、さらにこの路線に乗り換え、市街地での通院や買物などに利用されるよう、この路線の役割を高めます。平成23年4月から平成24年3月の平均が6.25人であることから、平成25年度から平成27年度の目標を6.5人以上とします。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便（循環）あたりの平均利用者	6.25人（平成23年4月～平成24年3月）	6.5人以上

過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、あらたな利用者を獲得し、月平均利用者数の増加をめざします。PRをはじめ、関係機関との協議により利便性の向上を図る取組を行い、運行開始後から半年間の月平均利用者23.3人を、平成25年度では30人以上、平成26年度以降は40人以上とすることを目標とします。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1月あたり利用者数	23.3人（平成23年10月～平成24年3月）	平成25年度 30人以上 平成26～27年度 40人以上



3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

(表1) のとおり

- ・市街地循環バス「くるるん」は、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」の再編のため、引き続き備北交通㈱により運行している。
- ・過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」は、地域の事情に精通し、よりよいサービスが提供できる地元のNPO法人「元気むらさくぎ」により運行している。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(表2) のとおり

(過疎地有償運送の運行時間)

回送 30分、実車 35分、待機 30分

(往路第1便：8時35分香淀駅経費，9時15分上布野バス停停留所着)

受付(オペレーター) 8時～16時

※サービス提供トータル時間：8時00分から16時まで(8時間)

- ・市街地循環バス、過疎地有償運送に係る市補助金は、総事業費から国の補助金を除いた額以下とする。

5. 該当せず

6. 該当せず

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(表5) のとおり

8. 該当せず

9. 該当せず

10. 該当せず

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成25年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	1,130	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	2,537	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	408	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(作木線)接続	③
					②-(1)		
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	465	②-(1)	備北交通(赤名線)接続 備北交通(作木線)接続	③	
				②-(1)			
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	465	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接続 備北交通(作木線)接続	③	
				5,005			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内ファイダー	1,130	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内ファイダー	2,537	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内ファイダー	427	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(備)作木線接続	③
					②-(1)		
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内ファイダー	484	②-(1)	備北交通(備)赤名線接続 備北交通(備)作木線接続	③	
				②-(1)			
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内ファイダー	465	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接続 備北交通(備)作木線接続	③	
				5,043			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

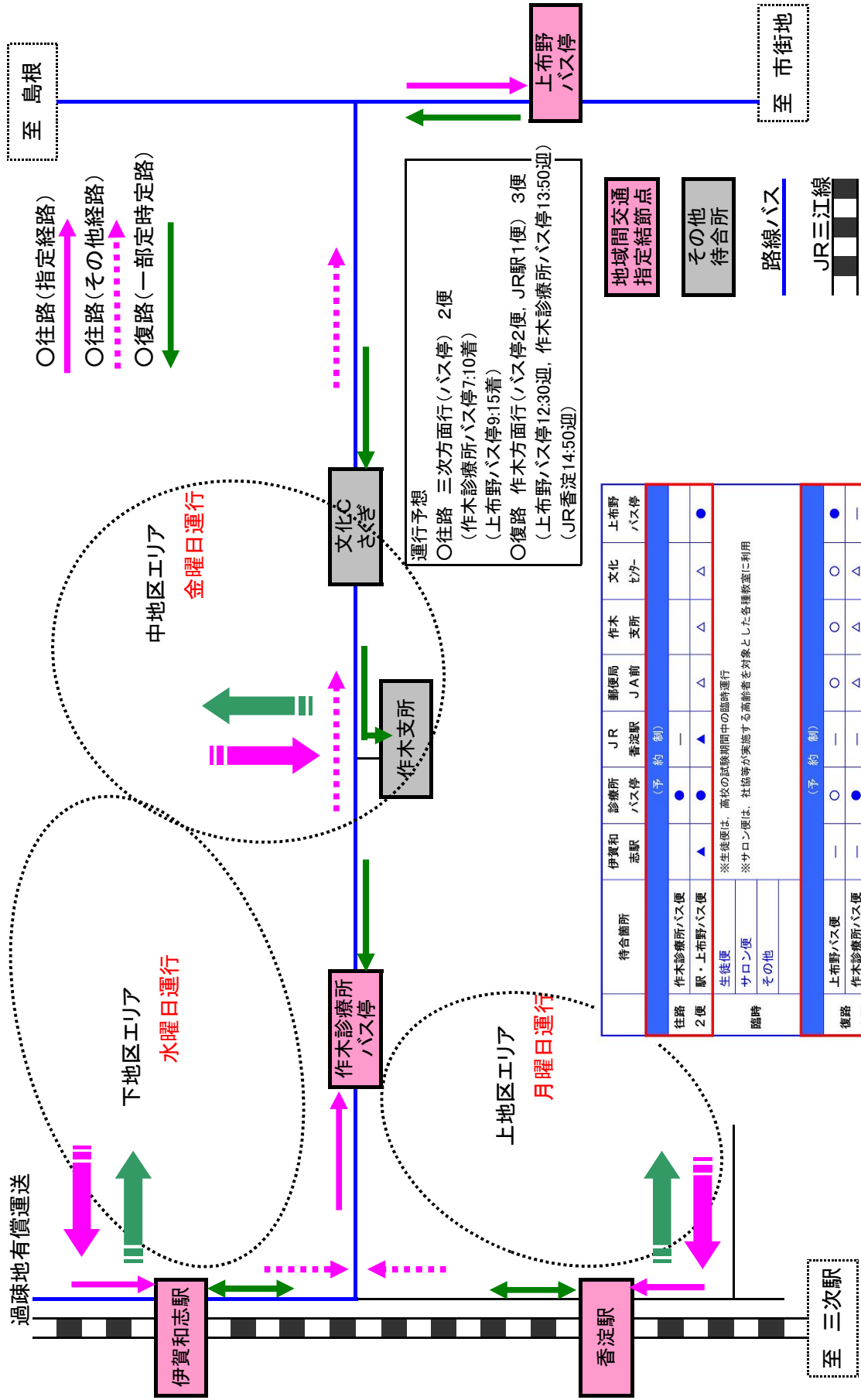
平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内ファイダー	1,130	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内ファイダー	2,537	①	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
					②-(1)		
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内ファイダー	427	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続	③
					②-(1)		
NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内ファイダー	446	②-(1)	備北交通(株)赤名線接続 備北交通(株)作木線接続	③	
				②-(1)			
NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内ファイダー	474.5	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接続 備北交通(株)作木線接続	③	
				5,014.5			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

運行系統図



運行予想

○往路 三次方面行(バス停) 2便
(作木診療所バス停7:10着)
(上布野バス停9:15着)

○復路 作木方面行(バス停2便, JR駅1便) 3便
(上布野バス停12:30迎, 作木診療所バス停13:50迎)
(JR香淀14:50迎)

待合箇所	伊賀和志駅	診療所バス停	JR香淀駅	郵便局JA前	作木支所	文化セカ	上布野バス停
往路 2便	▲	●	—	—	△	△	●
復路 3便	—	●	—	△	△	△	—
臨時	●	—	●	—	—	—	—

※生徒便は、高校の試験期間中の臨時運行
※サロン便は、社協等が実施する高齢者を対象とした各種教室に利用

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	25年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	697,486千円	営業外収益	3,760千円	経常収益(イ)	701,246千円
	営業費用	974,196千円	営業外費用	2,571千円	経常費用(ロ)	976,767千円
	営業損益	-276,710千円	営業外損益	1,189千円	経常損益	-275,521千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,085,476.4 km				経常収支率	71.79%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,161千円	経常収益(イ')	673,372千円
	営業費用	975,848千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ')	979,108千円
	営業損益	-303,637千円	営業外損益	-2,099千円	経常損益	-305,736千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,194,301.3 km				経常収支率	68.77%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	717,825千円	営業外収益	3,676千円	経常収益(イ'')	721,501千円
	営業費用	980,256千円	営業外費用	4,459千円	経常費用(ロ'')	984,715千円
	営業損益	-262,431千円	営業外損益	-783千円	経常損益	-263,214千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,400,082.9 km				経常収支率	73.27%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+(c÷b)-1)÷2=d
山陽	223円.79銭	233円.43銭	239円.08銭	3.36%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2))² = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	247円.18銭	323円.24銭	247円.18銭	171円.64銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点							
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363日	2,920.0回	往 4.7Km(平均) 復 . Km 4.7 Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	100%	13,724.0km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363日	2,920.0回	往 8.1Km 復 . Km 8.1 Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	100%	23,652.0km
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	. km
合計	系統							往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		. km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,392,298円	82円.46銭	1,131,681円	2,260,617円	2,260,617円	2,260千円	1,130千円		
	2	5,846,301円	56円.34銭	773,210円	5,073,091円	5,073,091円	5,073千円	2,537千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		9,238,599円		1,904,891円	7,333,708円	7,333,708円	7,333千円	3,667千円	28937千円	3667千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ-ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
山陽	1	2,260,617	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,073,091	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		7,333,708	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%							

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
山陽	1	0円.00銭	0円.00銭	82円.46銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
	2	0円.00銭	0円.00銭	56円.34銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとの一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	26年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	697,486 千円	営業外収益	3,760 千円	経常収益(イ)	701,246 千円
	営業費用	974,196 千円	営業外費用	2,571 千円	経常費用(ロ)	976,767 千円
	営業損益	-276,710 千円	営業外損益	1,189 千円	経常損益	-275,521 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,085,476.4 km			経常収支率	71.79 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211 千円	営業外収益	1,161 千円	経常収益(イ')	673,372 千円
	営業費用	975,848 千円	営業外費用	3,260 千円	経常費用(ロ')	979,108 千円
	営業損益	-303,637 千円	営業外損益	-2,099 千円	経常損益	-305,736 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,194,301.3 km			経常収支率	68.77 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	717,825 千円	営業外収益	3,676 千円	経常収益(イ'')	721,501 千円
	営業費用	980,256 千円	営業外費用	4,459 千円	経常費用(ロ'')	984,715 千円
	営業損益	-262,431 千円	営業外損益	-783 千円	経常損益	-263,214 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,400,082.9 km			経常収支率	73.27 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'= c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	223円.79銭	233円.43銭	239円.08銭	3.36 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	247円.18銭	323円.24銭	247円.18銭	171円.64銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363 日	2,920.0 回	往 4.7Km (平均) 復 . Km 4.7 Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		100%	13,724.0km	
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363 日	2,920.0 回	往 8.1Km 復 . Km 8.1 Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		100%	23,652.0km	
					日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
					日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
合計	系統						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			. km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ヲ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,392,298 円	82円.46銭	1,131,681 円	2,260,617 円	2,260,617 円	2,260千円	1,130 千円		
	2	5,846,301 円	56円.34銭	773,210 円	5,073,091 円	5,073,091 円	5,073千円	2,537 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		9,238,599 円		1,904,891 円	7,333,708 円	7,333,708 円	7,333 千円	3,667 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ=カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	2,260,617 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,073,091 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		7,333,708 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = j
山陽	1	0円.00銭	0円.00銭	82円.46銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
	2	0円.00銭	0円.00銭	56円.34銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度いずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	27年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	697,486 千円	営業外収益	3,760 千円	経常収益(イ)	701,246 千円
	営業費用	974,196 千円	営業外費用	2,571 千円	経常費用(ロ)	976,767 千円
	営業損益	-276,710 千円	営業外損益	1,189 千円	経常損益	-275,521 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,085,476.4 km		経常収支率	71.79 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	672,211 千円	営業外収益	1,161 千円	経常収益(イ')	673,372 千円
	営業費用	975,848 千円	営業外費用	3,260 千円	経常費用(ロ')	979,108 千円
	営業損益	-303,637 千円	営業外損益	-2,099 千円	経常損益	-305,736 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,194,301.3 km		経常収支率	68.77 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	717,825 千円	営業外収益	3,676 千円	経常収益(イ'')	721,501 千円
	営業費用	980,256 千円	営業外費用	4,459 千円	経常費用(ロ'')	984,715 千円
	営業損益	-262,431 千円	営業外損益	-783 千円	経常損益	-263,214 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,400,082.9 km		経常収支率	73.27 %	

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	223円.79銭	233円.43銭	239円.08銭	3.36 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	247円.18銭	323円.24銭	247円.18銭	171円.64銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363 日	2,920.0 回	往 4.7Km (平均) 復 . Km 4.7 Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		100%	13,724.0km	
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363 日	2,920.0 回	往 8.1Km 復 . Km 8.1 Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		100%	23,652.0km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
合計	系統							往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			. km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,392,298 円	82円.46銭	1,131,681 円	2,260,617 円	2,260,617 円	2,260 千円	1,130 千円		
	2	5,846,301 円	56円.34銭	773,210 円	5,073,091 円	5,073,091 円	5,073 千円	2,537 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		9,238,599 円		1,904,891 円	7,333,708 円	7,333,708 円	7,333 千円	3,667 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	2,260,617 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	5,073,091 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		7,333,708 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = j
山陽	1	0円.00銭	0円.00銭	82円.46銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
	2	0円.00銭	0円.00銭	56円.34銭	#DIV/0! %	#DIV/0!
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ク)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ク)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ク)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき	25年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	42 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	42 千円
	営業費用	2,311 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,311 千円
	営業損益	△ 2,269 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 2,269 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 171.2	経常収支率	1.8 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	13,498円.83銭	2,619円.31銭	2,619円.31銭	245円.32銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	3	上地区	作木町	作木町	布野町	43 日	215 回	1.6 時間	時間	時間	100%	344 時間	
	4	中地区	作木町	作木町	布野町	49 日	245 回	1.6 時間	時間	時間	100%	392 時間	
	5	下地区	作木町	作木町	布野町	49 日	245 回	1.6 時間	時間	時間	100%	392 時間	
						日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統							時間	時間	時間		1,128 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	3	901,042 円	84,390 円	816,652 円	816,652 円	816 千円	408.0 千円		
	4	1,026,769 円	96,165 円	930,604 円	930,604 円	930 千円	465.0 千円		
	5	1,026,769 円	96,165 円	930,604 円	930,604 円	930 千円	465.0 千円		
			円	円	円	円	千円	千円	
合計		円	円	円	円	千円	930.0 千円	28937千円	930.0千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	3	4,559,208 円											
	4	5,195,376 円											
	5	5,195,376 円											
		円											
合計		14,949,960 円	14,949,030 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	42 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	42 千円
	営業費用	2,311 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,311 千円
	営業損益	△ 2,269 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 2,269 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	171.2 時間	経常収支率	1.8 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	13,498円.83銭	2,619円.31銭	2,619円.31銭	245円.32銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ラ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
山陽	3	上地区	作木町	作木町	布野町	45 日	225 回	1.6 時間	時間	時間	100%	360 時間
	4	中地区	作木町	作木町	布野町	51 日	255 回	1.6 時間	時間	時間	100%	408 時間
	5	下地区	作木町	作木町	布野町	49 日	245 回	1.6 時間	時間	時間	100%	392 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統							時間	時間	時間		1,160 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額) ム
山陽	3	942,951 円	88,315 円	854,636 円	854,636 円	854 千円	427.0 千円		
	4	1,068,678 円	100,090 円	968,588 円	968,588 円	968 千円	484.0 千円		
	5	1,026,769 円	96,165 円	930,604 円	930,604 円	930 千円	465.0 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	949.0 千円	千円	949.0千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合									
		ホ×ワ-ヨ=ウ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		ウーム=ノ			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	3	4,771,264	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	4	5,407,433	円											
	5	5,195,376	円											
			円											
合計		15,374,073	円	15,373,124	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき	27年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	42 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	42 千円
	営業費用	2,311 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,311 千円
	営業損益	△ 2,269 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 2,269 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	171.2 時間	経常収支率	1.8 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	13,498円.83銭	2,619円.31銭	2,619円.31銭	245円.32銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)÷リ=ワ)	計画サービス提供時間 ク
			発地	営業区域	着地							
山陽	3	上地区	作木町	作木町	布野町	45 日	225 回	1.6 時間	時間	時間	100%	360 時間
	4	中地区	作木町	作木町	布野町	47 日	235 回	1.6 時間	時間	時間	100%	376 時間
	5	下地区	作木町	作木町	布野町	50 日	250 回	1.6 時間	時間	時間	100%	400 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		系統						時間	時間	時間		1,136 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	3	942,951 円	88,315 円	854,636 円	854,636 円	854 千円	427.0 千円		
	4	984,860 円	92,240 円	892,620 円	892,620 円	892 千円	446.0 千円		
	5	1,047,724 円	98,128 円	949,596 円	949,596 円	949 千円	474.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	920.5 千円	千円	920.5千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	3	4,771,264 円											
	4	4,983,320 円											
	5	5,301,404 円											
		円											
合計		15,055,988 円	15,055,067 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、「ツ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	三次市
------	-----

平成22年国勢調査

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	44,675
交通不便地域	56,605

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
56,605人	三次市(全域)	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

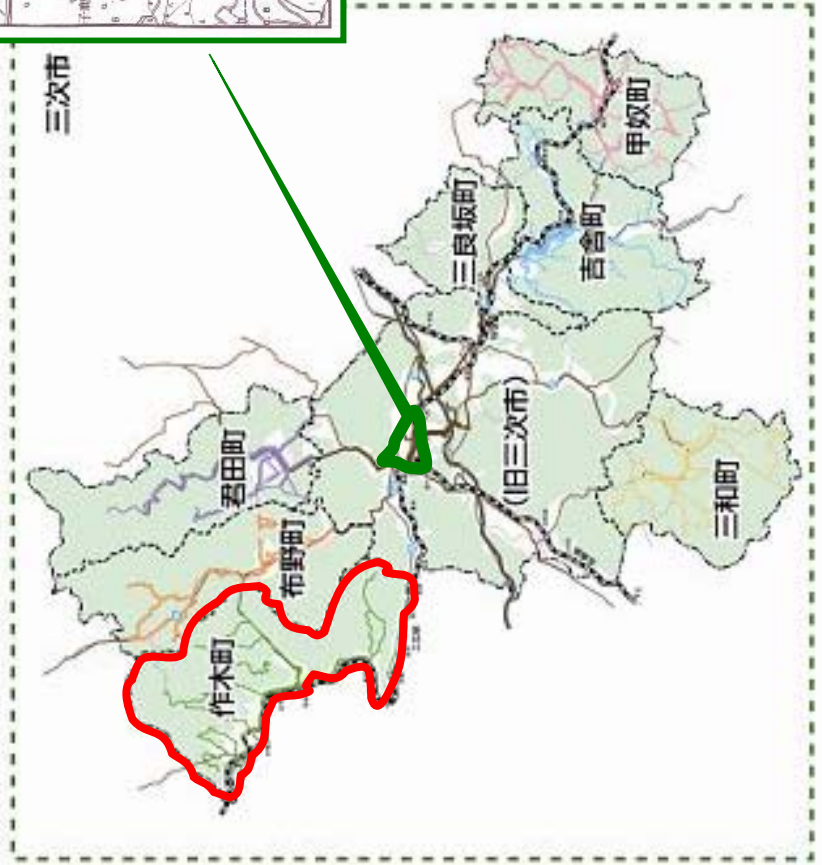
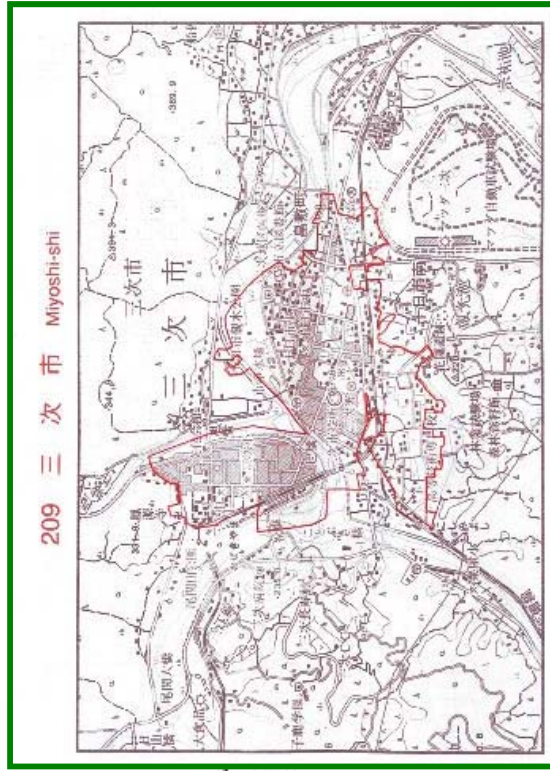
(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

人口集中地区以外及び交通不便地域



人口集中地区



1.1. 交通会議の開催状況と主な議論

平成20年9月30日に道路運送法の規定に基づき、「三次市地域公共交通会議」を設置、平成20年3月6日、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿い、法定協議会機能を付加した組織になりました。

交通会議設置後は、平成21年度以降、年間4回の会議、これまで12回を実施し、再編対象事業毎のワーキング会議等も適宜、実施しています。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○ 三次市地域公共交通会議開催状況

- H23.06.27 「平成23～25年度 生活交通ネットワーク計画」承認
- H23.09.29 「甲奴町デマンド運行についてなど」
- H24.01.13 「くるるん利用促進案など」
- H24.03.26 「さくぎニコニコ便実証運送の検証など」



三次市地域公共交通会議

○ 市街地循環バス活性化検討会議開催状況

- H22.06.08 「導入計画（実証運行路線、スケジュール等）の協議・確認」
- H22.09.08 「路線愛称・車体デザイン、ルート修正の協議・確認」
- H23.01.26 「実証運行に係るアンケート・ヒアリング再編効果調査結果の報告・協議」「本格運行の決定」



市街地循環バス活性化検討会議

○ 作木町自家用有償旅客運送検討会議（ワーキング）開催状況

- H22.07.13 「NPO、作木町自治連合会、各地区連絡協議会との協議」
- H22.09.30 「ボランティア運転手候補者事業説明研修会 7名参加」
- H22.10.04 「NPO理事会事業説明会 理事長以下5名」
- H22.10.08 「過疎地有償運送先進地 倉吉市たかしろ地区視察」
- H22.12.06 「過疎地有償運送運転者認定講習受講 NPO10名」
- H23.06.08 「NPO理事長及び作木町自治連合会会長との最終調整（企画提案書案提示）」



ワーキング議

○ 今後の三次市地域公共交通会議等の開催予定

- H24年度 3回開催予定（第1回 平成24年6月27日）
- H25年度～27年度 年4回開催予定

12. 利用者等の意見の反映状況

市街地循環便「くるるん」については、平成23年12月にヒアリング調査（サンプル85人）を行っています。この調査による満足度では、約9割の方が「満足」と非常に高い割合となっています。その他、利用者の約9割が女性であることや昨年度の調査に比べ、60代の利用割合が増加しているなどの結果が出ています。一方で、ルートやダイヤ等に関する不満なども寄せられております。

また、作木町で導入した過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、平成24年2月に利用登録者を対象としたアンケート調査および運行事業者へのヒアリング調査を行っています。この調査による満足度では、「満足」が57%、「不満」が14%となっています。「不満」の項目では、「予約方法」「運行時間」「運行曜日」などがあげられています。この調査結果を受け、最も要望が多かった予約受付時間の変更を行いました。また運行開始後利用者がなかった往路①便を廃止し、効率化を図るとともに運行主体の負担軽減を図っています。今後は、あらたな利用者の獲得策として、高齢者サロンや特別養護老人ホーム等との連携などがあげられています。

両事業とも、引き続き地域、運行事業者及び交通会議を含む関係団体が連携し、利用促進を推進することの確認がなされています。

(利用状況・評価の把握予定)

- 過疎地有償運送 平成25年度利用者ヒアリング、運行事業者聞き取り等

13. 協議会メンバー構成（今後も構成員の変更はなし）

（敬称略）

三次市地域公共交通会議委員名簿	
構成区分	委 員
(1) 三次市	三次市 副市長
	三次市地域振興部 部 長
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 営業部長
	有限会社甲奴タクシー 代表取締役
	三次みどりタクシー株式会社 代表取締役
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長
(4) 住民又は利用者の代表	日下町
	布野町
	甲奴町
	三次商工会議所 総務課長 三次広域商工会 事務局長 三次市社会福祉協議会 事務局長
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域政策総務課 課 長
(7) 道路管理者	三次市建設部 部 長
(8) 広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署 交通課長
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校 講 師

※平成24年6月29日現在